

【評価年月】 平成16年4月

【主管課・室】 大臣官房政策評価広報課
環境対策調査室

【評価責任者】 大臣官房政策評価広報課
環境対策調査室長 横矢 重中

施策名、施策の概要及び予算額

施策名	環境情報の整備・提供と環境政策の基盤整備
施策の概要	地方環境対策調査官事務所の体制整備

目標・指標、及び目標の達成状況

目標	地方環境対策調査官事務所の体制整備を図る
達成状況	<p>事務所の体制は89人と一事務所当たり10人弱となり、分担を決めて遂行した方が合理的な人数となっていることから、平成15年12月から3班制を試行の上、環境省の内部組織に関する訓令を改正し、平成16年4月から正式に班制を導入することとした。</p> <p>調査官事務所の地方における調査、資料の収集及び整理並びに相談に関する事務のほか、廃棄物・リサイクル対策及び地球温暖化対策の一部の事務に係る細部にわたる事務処理規程は定めていなかったが、事務所事務の範囲を明確にするため、平成16年4月から「首席地方環境対策調査官及び地方環境対策調査官の処理する事務に関する訓令」、「地方環境対策調査官事務所事務実施規程」を施行することとした。</p> <p>また、事務所での業務を統一的に実施するため、執務参考資料を作成することとした。</p> <p>他省庁からの出向者が太宗を占めるという調査官事務所の人事制度の中で、プロパー職員が配置されていない事務所があるほか、専門性を必要とする業務が増加しているが、研修は座学のみとなっており、職員が直接現場に触れる実践的な専門研修の実施には至っていない。</p> <p>地方環境対策調査官の有する現場の知識や機動性等を活用して、新たな事務の追加、とりわけ、立入検査など法令上の権限事務の一部を地方環境対策調査官に実施してほしいとの要請があるが、現在の体制は新たな事務の追加要請に全て応えうるものでなく、必要性や緊急性の高いものを優先して実施</p>

していることから、更なる地方環境対策調査官の増員が必要となっている。

評価、及び今後の課題

<p>評 価</p>	<p>【必要性】(公益性、官民の役割分担等) 地方環境対策調査官事務所の体制整備を図ることは、不法投棄の監視など都道府県と国が一体となって、環境行政上の各種施策を推進する上で必要不可欠である。</p> <p>【有効性】(達成された効果等) 3班制の導入、事務の範囲を明確にした結果、事務所内の業務分担、職員の責任、本省との連絡調整及び事務所長の指導監督について、体制が強化されている。</p> <p>【効率性】(効果とコストとの関係に関する分析等) 事務の範囲を明確にした結果、事務所内の業務が効率的に実施されるようになっている。</p> <p>目標に対する総合的な評価 環境省の内部組織に関する訓令改正による3班制の導入、「首席地方環境対策調査官及び地方環境対策調査官の処理する事務に関する訓令」及び「地方環境対策調査官事務所事務実施規程」の制定による事務の範囲の明確化により、事務所業務のより効果的・効率的な遂行が可能となった。</p>
<p>今後の課題</p>	<p>地方環境対策調査官事務所職員に対する実践的な専門研修の実施が必要である。</p> <p>地方環境対策調査官の更なる増員が必要である。</p>

政策への反映の方向性

反映方向分類	理由の説明
1	<p>地方環境対策調査官事務所の体制の整備を図るため、地方環境対策調査官の処理すべき事務の追加に応じた増員が必要である。</p>

【別紙】

事務事業シート

施策名	- 1 0 環境情報の整備・提供と環境政策の基盤整備	
施策共通の主な政策手段等		
事務事業名 (関連下位目標番号)	事業の概要	主な政策手段等
地方環境対策調査官事務所の体制整備	・地方調査官事務所（全国9カ所）の組織・定員の充実により地方における調査等の体制を整備。	<ul style="list-style-type: none"> ・班制の導入 ・事務範囲の明確化 ・実務専門研修の実施 ・地方環境対策調査官の増員